

財団法人関西消費者協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人関西消費者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、大阪府在住の消費者の消費生活の向上と消費者意識の啓蒙を図るため、消費者教育並びに消費者保護事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 消費者問題に関する講座の開催並びに講師のあっせん
- (2) 機関紙「消費者情報」の発行
- (3) 消費者及び消費者団体に役立つ情報の提供
- (4) 消費者問題に関する調査、研究
- (5) 消費者問題に関する資料の収集
- (6) 苦情処理並びに商品テスト
- (7) その他必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後3箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長、副理事長各1名を定める。

4 理事長は、理事のうち2名以内を常務理事に指名することができる。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

4 常務理事は、理事長の指示を受け、会務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の任期期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは理事会において、理事4分の3以上の同意により解任することができる。

(報酬)

第16条 役員は有給とすることができる。

第4章 事務局及び職員

(事務局)

第17条 本会の業務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

(職員の任免等)

第18条 職員は理事長が任免する。

2 職員の給与、勤務時間、その他勤務条件については、理事長が理事会にはかってこれを定める。

第5章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の策定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(召集)

第21条 理事会は理事長が召集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を召集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第6章 会長・賛助会員

(会長・賛助会員)

第27条

1. 役員以外に本会に会長をおくことができる。
2. 会長は、本会の長期的経営方針について、理事会に勧告することができる。
3. 本財団の事業目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。
4. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。
5. 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項2号から第4号までの規定によるほか、理事会においても理事4分3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事の議決を経、主務官庁の許可を得て、法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成11年7月5日から施行する
- 2 この寄附行為は、平成17年8月3日から施行する。
- 3 この寄附行為は、平成19年6月27日から施行する。
- 4 この寄附行為は、平成23年11月8日から施行する。